

高度管理地域、管理地域、高注意地域についての越境審査ガイドライン

1. 高度管理地域 23 県

1.1 高度管理地域 23 県からの越境希望者のガイドライン

ターク、ノンタブリ、パトゥムタニ、アユタヤ、サラブリ、ロップリ、シンブリ、アントーン、ナコンナヨック、カンチャナブリ、ナコンパトム、ラーチャブリ、スパンブリ、プラジュアアップキリカン、ペップリ、サムットソンクラーム、チャチュンサオ、プラチンブリ、サゲーオ、サムットプラカン、チュンポン、ラノー、バンコク以上の地域からの越境希望者はモーチャナアプリケーションをダウンロードする。

1.2 検問所常駐担当職員のガイドライン

1.2.1. 越境者の体温測定と症状を検査する。

1.2.2 越境者より必要性と、目的地の詳細を聴取する。

1.2.3 越境者がモーチャナアプリケーションをダウンロードしているか検査する。

1.2.4 登録帳に検問所での越境者の記録を登録する。(バンコク、バンコク近郊は除外。地域に適した審査をする。)

2. 管理地域と高注意地域 49 県

2.1 管理地域と高注意地域 49 県からの越境希望者のガイドライン

スコタイ、ガンペンペット、ナコンサワン、ウタイタニ、チャイナート、ペッチャブーン、チャイヤプム、ブリラム、ナコンラーチャシーマー、スラータニー、パンガー、グラビー、ガラシン、コンケン、チェンライ、チェンマイ、トラン、ナコンパノム、ナコンシータマラート、ナラティワート、ナーン、ブンガン、パッタニー、パッタルン、ピジット、ピサヌローク、プレー、パヤオ、プーケット、マハーサラカム、メーホーソン、ムックダハン、ヤラー、ヤソートン、ローイエット、ランパーン、ランパーン、ルーイ、シーザケット、サコンナコン、ソンクラ、サトゥーン、スリン、ノンカイ、ノンブアランプー、ウドンタニ、ウットラディット、ウボンラーチャタニ、アムナートジャルーン

県疾病管理オペレーションセンター、または、県伝染病委員会の指示に従う。

2.2 2.2 検問所常駐担当職員のガイドライン

2.2.1 越境者の体温測定と症状を検査する。

2.2.2 越境者より必要性と、目的地の詳細を聴取する。